

1 歳入の確保

◆自主性・自立性の高い財政運営の確保

取組事項・推進項目	説明
使用料及び手数料の見直し	庁舎地下駐車場の目的外利用の駐車料金を有料化しました。施設管理台帳等の資料提供を有料化しました。

2 歳出の抑制

◆迅速かつ的確な対応を可能とする組織

取組事項・推進項目	説明
定員管理の適正化	職員数を10人削減し、平成19年4月1日現在396人から、平成20年4月1日現在386人となりました(派遣職員除く)。
賃金水準の適正化	職員の給与を0.07%マイナスに改定しました。

◆効果・効率的な事務事業の実施

取組事項・推進項目	説明
事務事業の見直し	議長車を廃止し、自動車借上げによる運用に移行しました。戸別収集により資源物の回収が効率的に行なわれ、状況が好転してきたことから、資源回収業者への助成金を廃止しました。
アウトソーシングの推進	フロアマネージャーの配置に伴い、庁舎案内業務委託を廃止しました。庁用バスの車両管理、運転業務を民間に委託しました。

◆電子自治体の推進

取組事項・推進項目	説明
IT化による事務改善	音声反訳(テープ起こし)議事録作成システムの導入により、速記事務経費を削減しました(4定例会のうち2定例会の本会議速記分の削減)。



庁舎地下駐車場入口

市では、第4次福生市行政改革大綱に定める「自立した自治体の確立を目指して」を目標に、財政健全化の推進、市民とのパートナーシップの確立、職員の意識改革を柱とした行政改革に取り組んでいます。平成20年度予算に反映した行政改革の取組みは、

行政改革・平成20年度の予算に反映した主な取組み

市では、第4次福生市行政改革大綱に定める「自立した自治体の確立を目指して」を目標に、財政健全化の推進、市民とのパートナーシップの確立、職員の意識改革を柱とした行政改革に取り組んでいます。平成20年度予算に反映した行政改革の取組みは、

6月は市・都民税(第1期)の納期です。6月30日(月)までに納めてください。口座振替は6月30日(月)に

振り替えますので、残高不足に注意してください。※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。知っているいただきたい

庁用バス業務のアウトソーシング(民間活用)など全27件、効果額は合計3億8,872万円です。主な取組み内容については左表のとおりです。なお、行政改革を推進する計画(行政改革大綱推進計画)の進捗状況については、市ホームページに後日掲載します。

「納期限・延滞金ってなあに」
皆さんのお手元に市税の納税通知書を送付しています。税金には納期限が定められています。税金がいつ市に入ってくるかがわからな



税の話①

年金だより

◆納めすぎている保険料をお返しします

平成17年3月以前に60歳以降、国民年金に任意加入されていた方で、満額の老齢基礎年金を受給するために必要な月数を超えて保険料を納付されていた場合、納めすぎた保険料をお返しすることとなりました。

手続きについては、社会保険事務所に「申出書」と「国民年金保険料還付請求書」を提出していただきます。なお、ご本人が既に亡くなっている場合は、相続人でも手続きすることができます。

◆振り込め詐欺にご注意ください

最近、社会保険事務所職員を装い、「医療費の還付金があるので手続きをしてください」と電話をかけ、銀行の現金自動預け払い機(ATM)に行くよう指示し、携帯電話で機械を指示どおりに操作させ、振込みを行なわせる詐欺が多発しておりますので、ご注意ください。社会保険事務所が還付金等を支払う場合に、ATMを操作していただくようお願いすることはありません。

社会保険事務所の職員を名乗った電話や訪問で不審な点がありましたら、その場で対応することなく、社会保険事務所へ確認するなど十分にご注意ください。なお、社会保険事務所の職員が訪問する際は、身分証明書を携帯していますので確認してください。

◆保険料の追納をご存じですか

保険料の全額免除や一部免除等の承認を受けた期間や若年者納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、保険料の全額を納めた時と比べて、将来、受け取れる年金額が少なくなります。そこで、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)で、年金額を増額することができます。

なお、保険料の免除や納付猶予、納付特例制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して、三年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます(右の表を参照してください)。

保険料を追納する場合には、納付書が必要となりますので、社会保険事務所へ追納を申し込んでください。

免除等の承認を受けた年度の保険料を平成20年度に追納する場合の額	全額免除半額免除	
	全額免除	半額免除
平成10年度の月分	16,590	-
平成11年度の月分	15,950	-
平成12年度の月分	15,320	-
平成13年度の月分	14,740	-
平成14年度の月分	14,180	7,090
平成15年度の月分	13,970	6,980
平成16年度の月分	13,770	6,880
平成17年度の月分	13,810	6,910



問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428・30・3414

まちの話題②

貴重な七夕資料が寄贈されました

福生七夕まつりは、昭和26年に第1回が開催され、以来今年で58回目を迎えます。最近では毎年40万人近くの来場者でにぎわう市の一大イベントになりました。

この度、佐藤三郎氏(志茂在住)から、第1回から昨年の第57回までの七夕まつりの記録を綴った手作りの資料集が市に寄贈されました。

内容は、佐藤さんが集めた貴重な写真や、世の中の出来事も一緒に掲載されていて、当時のまちの様子や世相が伝わってきます。市では、昔の七夕まつりの写真や資料を集めていますので、お持ちの方は地域振興課へご連絡ください。



納期内に納めていただけない方には、督促状が发布されるなど、コストも費やされています。

納期内に納めていただけない方には、督促状が发布されるなど、コストも費やされています。

ただし、省エネ改修工事による費用が30万円以上の工事に限ります。

減額を受けるためには、工事内容等を確認できる書類を添付して、改修後3か月以内に申告していただく必要があります。

省エネ改修工事を行なった既存住宅に対する固定資産税の減額措置

平成20年1月1日以前に存する住宅(賃貸住宅を除く)について、平成20年4月1日〜平成22年3月31日までの間に、①窓の改修工事、②窓の改修工事及び床、天井または壁の断熱改修工事を終了した場合、120㎡分までを限度として、翌年度分の税額を3分の1減額するものです。

納期内に納めないことは、自分にとっても、きちんと納期内に払っている他の市民の方にとっても損失となります。

